

〈別表〉

障害給付割合表

Table with 3 columns: 等級 (Grade), 身体障害 (Physical Disability), 災害保険金に対する給付割合 (Benefit ratio to disaster insurance). It lists 6 grades of disability from 10% to 1.5%.

次の場合には、保険金等をお支払いできませんのでお申込みに際しご注意ください。

Table with 2 columns: (A) 死亡保険金・高度障害保険金について (Regarding death insurance and high disability insurance), (B) 災害保険金・障害給付金・入院給付金について (Regarding disaster insurance, disability benefits, and hospitalization benefits).

(注) 1. 増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。 2. 詐欺行為、保険金等の不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は無効となり、保険金等のお支払いはできません。

Table with 2 columns: 被保険者(加入者)の皆様へ (Dear policyholders/ members), 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。 (Due to changes in life insurance company operations or assets, promised benefits may be reduced.)

お問合せ先 豊見城市商工会 〒901-0242 豊見城市宇高安358-2 TEL 098(850)2060

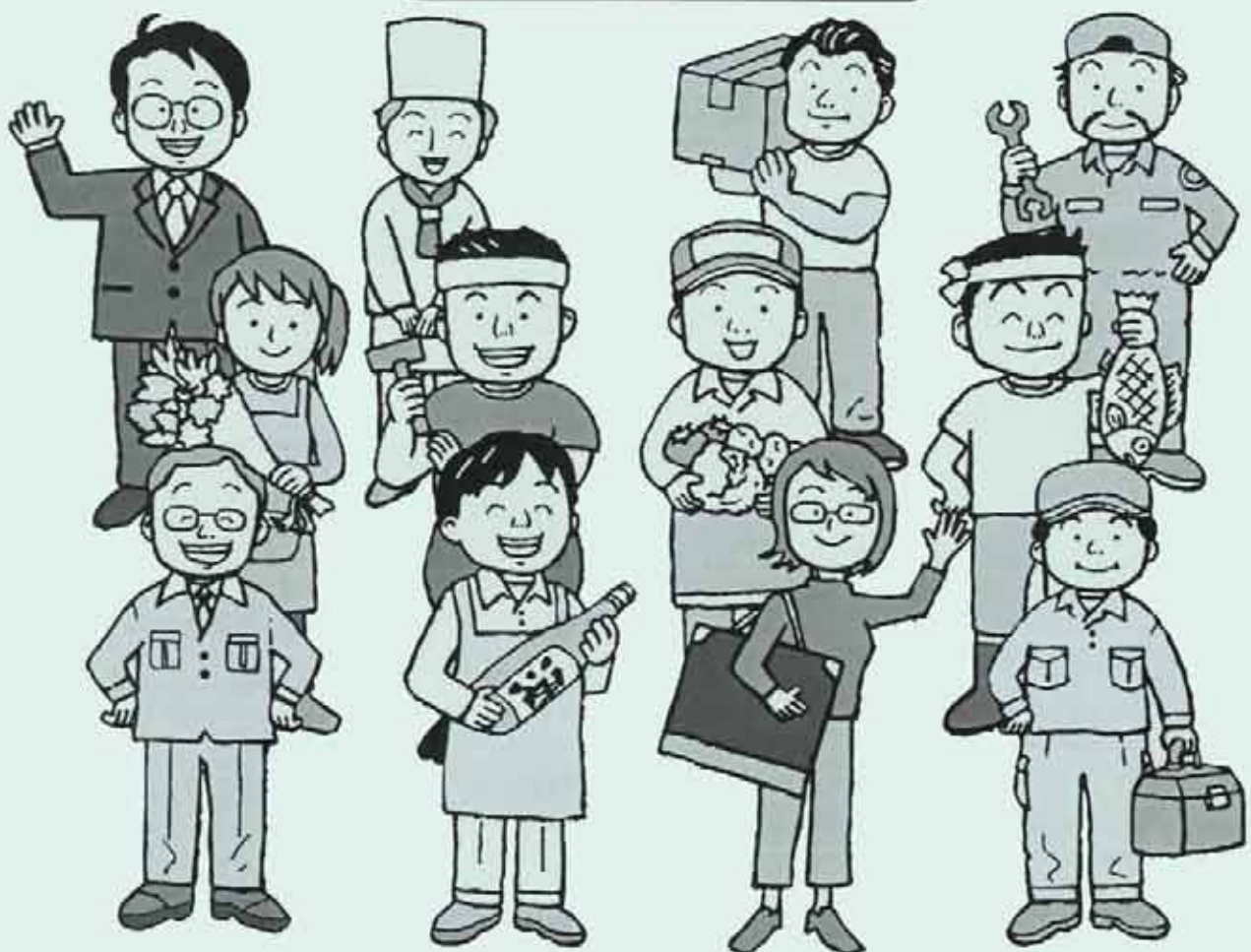
引受保険会社 アクサ生命保険株式会社 本社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー TEL 03(6737)7777(代表) 取扱店 アクサ生命保険株式会社 沖縄支社 那覇営業所 〒900-0015 那覇市久茂地2-8-1 沖縄大京ビル5F TEL 098(862)5084

豊見城市商工会

とよみ商工共済

災害保障特約付福祉団体定期保険+見舞金制度

ご加入のおすすめ



【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。 ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当会に提供されます。 ②当会は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。 ③アクサ生命は、当会から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実にも使用することがあります。アクサ生命は、当会をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。 ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当会およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。 ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。 ※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

《とよみ商工共済》は割安な掛金で幅広い保障をお約束します。

制度の内容

- 1** 多数の方がまとまって加入することにより「規模の利益」が得られ、割安な掛金で幅広い保障があり、ご家族にとっても安心です。
- 2** 病気・災害による死亡から傷害による入院まで、業務上・外を問わず常に保障され、ご加入の手続きも簡単です。
- 3** 事業主が従業員のために負担する掛金は、全額損金または必要経費に算入できます。加入者の所得税の対象になりません。
(個人事業主本人とその家族の掛金は必要経費に算入できません。)

(法基通9-3-5) (所基通36-31の2)および(道審3-8)によります

☆●保障の範囲と月額掛金

保障対象		□ 数/月額掛金			
		1 □ 900円	2 □ 1,800円	3 □ 2,700円	4 □ 3,600円
病気により	死亡したとき	死亡保険金			
	【別表】の第1級に該当したとき	高度障害保険金			
不慮の事故により	その事故の日から180日以内に死亡したときまたは所定の感染症による死亡のとき	災害死亡保険金 (災害保険金+死亡保険金)			
	その事故の日から180日以内に【別表】の第1級の高度障害状態になったとき	災害・高度障害保険金 (災害保険金+高度障害保険金)			
事故により	その事故の日から180日以内に【別表】の第2級～第6級の状態に該当したとき	障害給付金			
	その事故の日から180日以内に、5日間以上入院したとき(入院日数120日限度)	入院給付金			
病気により	5日間以上通院したとき (受給回数は保険期間を通じ1回)	※通院見舞金			
	病気により、20日間以上入院したとき (受給回数は保険期間を通じ1回)	※病気入院見舞金			

- (注) 1. 掛金は年齢に関係なく一律です。上記掛金には制度運営費が含まれています。
 2. 保障はすべて保険期間中に発生したものに限りです。
 3. 入院給付金は日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院されたときに限り支払われます。
 4. 上記でいう高度障害とは加入日以後の傷害または疾病により障害給付割合表の第1級1項～8項の状態に該当された場合をいいます。
 5. ※印の見舞金は豊見城市商工会独自の制度です。なお、この見舞金は、制度運営費の一部によってまかなわれます。
 6. 障害給付金および入院給付金を受ける場合は、通院見舞金の支払いはありません。
 7. この制度から脱退されても解約払戻金等はありません。

制度の取扱

効力発生日(加入日)

毎月15日までの申込み…翌々月1日。
16日～末日までの申込み…翌々々月1日。

保険期間

保険期間は1年間(平成21年4月1日～平成22年3月31日)で毎年自動的に更新します。

☆加入資格および条件

- 豊見城市商工会の会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で、加入日現在14歳6ヵ月を超え、60歳6ヵ月までの方で加入(増額)することに同意した方とします。
- 加入者はいずれも加入申込日現在、正常に就業中の方とします。ただし、次に該当する方は加入(増額)できません。もし加入(増額)されても保険金等(増額者については増額分)のお支払いができない場合がありますので、ご承知ください。
 (1)加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある方。
 (2)加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり、医師の治療・投薬を受けたことがある方。

病気・けがの例示

心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう
肝臓病・腎臓病・緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他

- この制度に加入する場合は、上記①、②に該当する方を全員加入させなければなりません。
(ただし、パート・アルバイト・季節労働者は除外しても可)
- 当会を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

加入手続きと掛金のお払込み

事業主が一括して所定の加入申込書により商工会にお申込みください。
掛金は初回から市内金融機関のご指定預金口座(毎月20日)より自動的に引き落としいたします。
初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。
(具体例: 3月・4月に連続して2ヵ月分の振替ができなかった場合、3月末日付で脱退となります)

加入者証の発行

加入者に対しては「豊見城市商工会共済制度加入者証」を発行します。

☆保険金等の受取人・請求

- 保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から被保険者(加入者)の同意を得て選択していただいた方とします。
- 保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続きを行ってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けたとき、入院したときは、加入者の了解を得て必要書類によりご請求ください。

契約者配当金

1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には、契約者配当金としてお返しいたします。

当制度は豊見城市商工会がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(災害保障特約付)契約と当商工会独自の見舞金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。
なお、当制度はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。